

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人フォイボス
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年10月23日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法改正に伴う手続き及び運営方法について、不備が見受けられた。
- ・会計面において、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。
- ・経理規程等の諸規程について、法改正に対応していないもの、定款及び規程間で齟齬があるものが散見されたので、見直しを行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>平成30年3月15日の評議員会について、当該評議員会の開催を平成30年3月8日付けで通知しているが、平成30年3月15日の理事会において評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を事後的に決議していた。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的等を理事会で決議の上、評議員会の日々の1週間前までに各評議員に対して、招集を通知すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>次回以降実施に努める。</p>
2	<p>理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告が行われていなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>平成31年1月30日開催の理事会で報告済みである。</p>

3	<p>施設長を含む職員に対して、賃金規程に定めのない役付手当及びその他各種手当を支給していた。医療法人アスピオスの賃金規程に基づく支給とのことであるが、貴法人の規程に定めのない手当の支給は認められない。</p> <p>ついては、これらの手当を支給する場合には、貴法人の賃金規程を速やかに改正した上で支給すること。</p>	<p>改正済みである。</p>
4	<p>総勘定元帳について、一部の勘定科目が書類で保存されていなかった。</p> <p>ついては、決算終了後、総勘定元帳はすべての拠点区分又はサービス区分ごとに漏れなく書類として作成し、備え置くこと。</p> <p>なお、会計帳簿は電磁的記録による作成も認められているので、この方法による場合には、経理規程に規定の上、電磁的記録により作成すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第3条第2項、経理規程第11条)</p>	<p>出力されていなかった勘定科目は印刷して保存した。</p>
5	<p>社会福祉事業区分のゆくり拠点区分と公益事業区分のラ・カーサゆくり拠点区分の拠点区分貸借対照表の仮払金がマイナスで計上されていた。</p> <p>法人単位貸借対照表の仮払金が0円になっていることから、社会福祉事業区分の里久の里拠点区分の仮払金がこれらの拠点区分へ流用されているものと推察される。</p> <p>会計年度末における事業区分間及び拠点区分間の貸借取引の残高は、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)又は事業区分間及び拠点区分間長期貸付金(長期借入金)として計上し、事業区分間貸借対照表内訳表及び拠点区分間貸借対照表内訳表において相殺消去し、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書又は事業区分間及び拠点区分間長期貸付金(長期借入金)残高明細書に記載すること。</p> <p>また、当該仮払金が里久の里拠点区分の軽費老人ホームサービス区分における運営費を流用している場合、当該資金の貸借は当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められ</p>	<p>経営状態もあり、1年以内での返金が出来ないまま処理をしていた。勘定科目については、事業区分間貸付金及び拠点区分間貸付金に変更する。今年度決算時には、正確な処理を行うよう努める。</p>

	<p>るものであるため留意すること。 (会計省令第8条、運用上の取扱い4、 25(1)、運営費局長通知5(2)、 鳥取県福祉保健部長寿社会課長通知 第200500062408号)</p>	
6	<p>里久の里拠点区分貸借対照表の設備等整備積立金に対応して積立てられていた積立資産が取り崩されていたにもかかわらず、設備等整備積立金を取り崩されていなかった。 ついては、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すこと。 (運用上の取扱い19、経理規程第37条)</p>	<p>今年度決算時には、積立金と積立資産とが一致するよう訂正する。</p>
7	<p>施設整備等積立資産を管理している普通預金口座の預金利息が受取利息配当金収入(収益)として会計処理されていなかったため、会計年度末に実在した預貯金と財産目録に不一致が生じていた。 ついては、年度決算において、資産が実在し、評価が正しく行われていることを確認すること。 (経理規程第52条第1項第1号)</p>	<p>決算時に一致するよう訂正する。今後、このようなことが起こらないように通帳記入を定期的に行う。</p>
8	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があった。 ついては、予算変更の必要がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。 なお、補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲についても、規程や予算等において定めておくべきものであることを申し添える。 おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (留意事項2(2)、定款第31条、経理規程第20条)</p>	<p>補正予算を編成し理事会、評議員会で承認を受ける。</p>
9	<p>医療法人アスピオスからの借入金について、理事会の決議を得ることなく借入を行っていた。 また、上記借入金を含む医療法人アスピオスからの借入金について、金銭消費貸借契約書等で条件を定めておらず、1年以上前から借り入れているにもかかわらず、短期借入金に計上していた。 ついては、当該借入金について、理事</p>	<p>理事会で承認を受けてから契約書を締結する。併せて正しい勘定科目で計上する。</p>

	<p>会の承認を得た上で、金銭消費貸借契約書等を締結し、正しい勘定科目で計上すること。</p> <p>なお、多額の借財等の法人運営に関する重要な事項については、理事会で決定されなければならない、理事長等にその権限を委任することができないことを申し添える。</p> <p>(法第45条の13第4項、留意事項8別添3)</p>	
10	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 貸借対照表に1年以内返済予定の借入金を計上しているにもかかわらず、借入金明細書に(うち1年以内償還予定額)を記入していなかった。</p> <p>また、借入先と借入金額が誤っているものがあった。</p> <p>② 里久の里拠点の積立金・積立資産明細書の積立資産の期末残高が貸借対照表と異なっていた。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い25(1)、(2)ア)</p>	<p>今年度決算時には、計算書類との整合性を図り、正確な事務処理に努める。</p>